

「各種事務事業の取扱い」

12 福祉・保健・医療分科会(その他社会福祉施策)

長岡市・与板町合併協議会

項番	事務事業コード	各種事務事業	変更	分類	調整方針案
163	070202	成年後見制度利用支援事業		合併時に統一	長岡市の制度を基に統一する。
164	070203	要介護世帯除雪費助成事業	経過	合併後に統一	長岡市の制度を基に統一する。ただし、与板町については、平成17年度は現行どおりとする。
165	070205-1	旧軍人・戦傷病者・戦没者遺族援護		現行どおり	国の制度であり、調整不要。
166	070206	社会福祉施設建設費補助		合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
170	070211-1	福祉センター管理運営		当分の間現行どおり	当分の間現行どおりとし、期間をかけて調整する。
173	070217-1	心配ごと相談		当分の間現行どおり	当分の間現行どおりとし、期間をかけて調整する。

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・与板町合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

163

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目 (分科会)		中項目		小項目		各種事務事業	
1 2	福祉・保健・医療	0 7	その他社会福祉施策	0 2	その他社会福祉施策	0 2	成年後見制度利用支援事業
長岡市		中之島町		越路町		与板町	
長岡市法定後見制度利用支援事業実施要綱 1 要綱制定 平成14年11月 2 目的 痴呆性高齢者、知的障害者、精神障害者の自己決定権を尊重し、残存能力を活用するため、法定成年後見制度を利用することを支援する。 3 支援内容 (1) 費用負担 後見開始申立手数料、精神鑑定費用、登記手数料、医師診断書作成料 (2) 助成金 後見人の報酬額の範囲内で上限額28,000円/月 4 平成16年度当初予算額 (1) 後見開始審判申立手数料等 1,707千円 (2) 後見人報酬助成金 672千円		なし		なし		なし	
三島町		山古志村		小国町		課題	
なし		なし		小国町成年後見制度利用支援事業要綱 小国町成年後見制度における町長申立に係る要綱 1 要綱制定 平成16年1月 2 目的 判断能力が十分でない高齢者、知的障害者、精神障害者の生活の自立を援助し、福祉の増進を図る。 3 支援内容 (1) 費用負担 後見開始審判申立手数料等 (2) 助成金 後見人の報酬について、次の額を基準とし助成 施設入所者 18,000円/月 その他の者 28,000円/月 4 平成16年度当初予算額 (1) 後見開始審判申立手数料等 130千円 (2) 後見人報酬助成金 216千円		長岡市の制度を基に統一する。	

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・与板町合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

164

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目 (分科会)		中項目		小項目		各種事務事業	
1 2	福祉・保健・医療	0 7	その他社会福祉施策	0 2	その他社会福祉施策	0 3	要援護世帯除雪費助成事業
長岡市		中之島町		越路町		与板町	
1	対象者 ・高齢者世帯 ・母子世帯 ・障害者世帯 ・その他の世帯	なし		1	対象者 ・高齢者世帯 ・一人暮らし高齢者世帯 ・母子世帯 ・身障者世帯 ・盲人世帯 ・その他の世帯	1	対象者 ・高齢者世帯 ・一人暮らし高齢者世帯 ・心身障害者世帯
2	登録世帯数 239世帯 (平成15年度)			2	登録世帯数 29世帯 (平成15年度)	2	登録世帯数 なし (平成15年度)
3	交付延べ世帯数 53世帯 (平成15年度)			3	交付延べ世帯数 14世帯 (平成15年度)	3	交付延べ世帯数 なし (平成15年度)
4	交付基準単価 13,500円 / 回 (屋根面積等により最大基準額の3倍まで)			4	交付基準単価 11,000円 / 回 (3回を限度)	4	交付基準単価 (1回のみ) 業者に頼んで除雪5,000円 親戚に頼んで除雪・下屋のみ除雪3,000円
5	事業費負担 県補助3/4 市1/4			5	事業費負担 ・高齢者関係 町からの補助 10/10 ・その他 県社会福祉協議会、町からの補助	5	事業費負担 与板町社会福祉協議会
6	実施主体 長岡市			6	実施主体 越路町社会福祉協議会	6	実施主体 与板町社会福祉協議会
三島町		山古志村		小国町		課 題	
1	対象者 ・老人世帯 ・1人暮らし老人世帯 ・母子世帯 ・その他世帯	1	対象者 ・高齢者世帯 (行政) ・上記に準ずる世帯 (行政) ・母子世帯 (社協) ・障害者世帯 (社協) ・その他の世帯 (社協)	1	対象者 ・高齢者世帯 ・母子世帯 ・障害者世帯 ・その他の世帯		
2	登録世帯数 なし (平成15年度)	2	登録世帯数 65世帯 (平成15年度)	2	登録世帯数 135世帯 (平成15年度)		
3	交付延べ世帯数 なし (平成15年度)	3	交付延べ世帯数 137世帯 (平成15年度)	3	交付延べ世帯数 183世帯 (平成15年度)		
4	交付基準単価 5,000円 / 回 (3回を限度)	4	交付基準単価 12,000円 / 回 (3回を限度) (萱葺屋根 20,000円 / 回) (落雪屋根 20,000円 / 1冬期)	4	交付基準単価 ・屋根雪除雪 12,000円 / 回 (山間は概ね4回まで、平場は概ね3回まで) ・雪踏み 22,000円 (平場) / 月 30,000円 (山間地) / 月		
5	事業費負担 三島町社会福祉協議会	5	事業費負担 ・行政は県補助3/4 村1/4 ・社会福祉協議会は県社協、村からの補助	5	事業費負担 県補助3/4 町1/4		
6	実施主体 三島町社会福祉協議会	6	実施主体 山古志村・山古志村社会福祉協議会	6	実施主体 小国町		
							調整方針案 長岡市の制度を基に統一する。ただし、与板町については、平成17年度は現行どおりとする。 (長岡地域合併協議会：長岡市の制度を基に統一する。)

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・与板町合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

165

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目 (分科会)	中項目	小項目	各種事務事業	
1 2 福祉・保健・医療	0 7 その他社会福祉施策	0 2 その他社会福祉施策	0 5 - 1	旧軍人・戦傷病者・戦没者遺族援護
長岡市	中之島町	越路町	与板町	
国の基準と同じ 1 旧軍人等に対する在職年数による普通恩給、一時恩給、一時給付に関する手続 2 戦傷病者に対する手帳再交付、JR券引換券交付に関する手続 3 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給に関する手続 4 援護年金に関する届出書類の配布、手続 5 戦没者の遺族(妻・父母等)に対する特別給付金支給に関する手続 6 戦没者の遺族に対する特別弔慰金支給に関する手続	同左	同左	同左	
三島町	山古志村	小国町	課 題	調 整 方 針 案
同上	同左	同左		国の制度であり、調整不要。

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・与板町合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

166

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目 (分科会)		中項目		小項目		各種事務事業	
1 2	福祉・保健・医療	0 7	その他社会福祉施策	0 2	その他社会福祉施策	0 6	社会福祉施設建設費補助
長岡市		中之島町		越路町		与板町	
1 高齢者福祉施設 (1) 国・県補助金に付け足す補助 老人デイサービスセンター、ケアハウス等 国の基準額×1/16 痴呆性高齢者グループホーム 1施設 5,000千円 (2) 市単独補助 在宅支援型住宅整備 1施設 上限10,000千円 2 障害者福祉施設 (1) 国・県補助金に付け足す補助 知的障害者通所授産施設 身体障害者療護施設等 国の基準額×1/4		なし		なし		なし	
三島町		山古志村		小国町		課題	
なし		なし		なし		調整方針案 長岡市の制度に統一する。	

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・与板町合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

170

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)		中項目		小項目		各種事務事業	
1 2	福祉・保健・医療	0 7	その他社会福祉施策	0 2	その他社会福祉施策	1 1 - 1	福祉センター管理運営
長岡市		中之島町		越路町		与板町	
1 長岡市社会福祉センター 2 管理主体 市が長岡市社会福祉協議会に管理を委託 3 入居団体 (1) 長岡市社会福祉協議会 (2) 長岡地区保護司会 (3) 新潟県共同募金会長岡支会 (4) 長岡市老人クラブ連合会 (5) 長岡市連合遺族会 4 施設内容 事務室、大ホール、研修室、福祉相談所、調理実習室、ボランティアルーム、休養室	1 中之島町地域福祉センター「サンパルコながのしま」 2 管理主体 町が中之島町社会福祉協議会に管理を委託 3 入居団体 (1) 中之島町社会福祉協議会 4 施設内容 事務室、デイサービスセンター、相談室、作業室 集会所、介護機器展示室、図書室 ボランティア室、多目的ルーム 教養娯楽室、一般浴室	1 越路町総合福祉センター 2 管理主体 越路町 3 入居団体 (1) 越路町社会福祉協議会 4 施設内容 事務室、会議室、研修室、相談室、図書室、老人憩いの間、母子相談室、子供遊戯室、料理実習室、入浴施設(現在使用中)、レクリエーション室	1 与板町健康福祉センター 2 管理主体 与板町 3 入居団体 (1) 与板町社会福祉協議会 4 施設内容 事務室、相談室、作業室、食堂、娯楽教養室 乳幼児用プレイルーム、多目的ホール 一般浴室、露天風呂、日常生活訓練室 屋内ゲートボール場、デイサービスセンター				
三島町		山古志村		小国町		課題	
なし	1 山古志村地域福祉センター「なごみ苑」 2 管理主体 村が山古志村社会福祉協議会に管理を委託 3 入居団体 (1) 山古志村社会福祉協議会 4 施設内容 事務室、デイサービスセンター、会議室、研修室、大広間、入浴施設	なし			当分の間現行どおりとし、期間をかけて調整する。		

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・与板町合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

173

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目 (分科会)		中項目		小項目		各種事務事業	
1 2	福祉・保健・医療	0 7	その他社会福祉施策	0 2	その他社会福祉施策	1 7 - 1	心配ごと相談
長岡市		中之島町		越路町		与板町	
<p>1 市民相談 (1)実施主体 長岡市 (2)相談日 毎週月～金曜日 9:00～16:00 (3)相談体制 相談員2名</p> <p>2 弁護士相談 (1)実施主体 長岡市 (2)相談日 毎週金曜日 13:00～17:00 (3)相談体制 県弁護士会に委託</p> <p>3 ふれあい福祉総合相談 (1)実施主体 長岡市社会福祉協議会 (2)相談日 一般相談 毎週月～金曜日 13:00～16:00 法律相談 毎週火曜日 13:00～16:00 (3)相談体制 元民生委員、弁護士等</p>		<p>1 心配ごと相談 (1)実施主体 中之島町社会福祉協議会 (2)相談日 毎週火曜日 13:00～16:00 (3)相談体制 相談員2名(民生委員5名にて交代)</p>		<p>1 心配ごと相談 (1)実施主体 越路町社会福祉協議会 (2)相談日 毎週火曜日 13:30～16:00 (3)相談体制 相談員1名(民生委員4名にて交代)</p> <p>2 弁護士相談 (1)実施主体 越路町 (2)相談日 年1回 3月 13:00～16:00 (3)相談体制 県弁護士会に委託</p>		<p>1 心配ごと相談 (1)実施主体 与板町社会福祉協議会 (2)相談日 毎週火曜日 13:30～15:30 (3)相談体制 相談員1名(民生委員3名、元民生委員1名交代)</p>	
三島町		山古志村		小国町		課題	
<p>1 心配ごと相談 (1)実施主体 三島町社会福祉協議会 (2)相談日 月2回 第1、第3火曜日 9:30～11:30 (3)相談体制 相談員1名(民生委員等4名にて交代)</p>		<p>1 心配ごと相談 (1)実施主体 山古志村 (2)相談日 平成15年度から心配ごと相談日を特に設けず に、一般業務内で対応。</p>		<p>1 心配ごと相談 (1)実施主体 小国町社会福祉協議会 (2)相談日 毎週火曜日 10:00～15:00 (3)相談体制 相談員1名(民生委員等5名にて交代)</p> <p>2 法律相談 (1)実施主体 小国町 (2)相談日 毎月最終金曜日 13:30～15:30 (3)相談体制 県弁護士会に委託</p>		<p>調整方針案</p> <p>当分の間現行どおりとし、期間をかけて調整する。</p>	